

平成28年度清須市生活交通確保維持改善計画（案）  
 （地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）

（策定年月日）平成27年6月26日  
 （協議会名称）清須市地域公共交通会議

## 0. 生活交通確保維持改善計画の名称

清須市地域内フィーダー系統確保維持計画  
 「きよす あしがるバス運行事業」

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

平成17年7月に旧西枇杷島町・旧清洲町・旧新川町の3町合併により誕生した清須市の市域内には、鉄道駅はありましたが、バス路線はほぼ無い状態で、市内移動のための交通手段は貧弱であったため、市内の公共施設などへの移動手段として、また、高齢者や主婦層などの日中の市内移動の利便性を高め、もって市としての一体感を醸成するため、平成18年10月からコミュニティバスの実証実験・実証運行を開始しました。

そして、鉄道駅・バス路線が全く存在していない旧春日町との2度目の合併（平成21年10月）に対応するため、「移動制約者対策」を念頭に置きながら、「新市の地域間交流を促進し一体感を醸成する」という視点と、「公共施設の再編に伴う市内移動の新たな導線に対応する」という視点から、平成21年3月に「清須市地域公共交通戦略」（以下「戦略」という。）を策定しました。

このうち、公共交通に関わる部分を抽出した「清須市地域公共交通総合連携計画」（以下「連携計画」という。）に基づき、地域公共交通活性化・再生総合事業（経過措置）を活用して、平成24年3月までコミュニティバスの実証運行を行いました。

この実証運行期間中における利用状況やアンケートの分析結果などから、高齢者や主婦層などが商業施設や鉄道駅へ行くための利用が多いことが明らかになり、移動制約者の交通手段を確保し、市内の移動利便性を高めるというコミュニティバスの運行目的と合致していることが確認できました。

これを受けて、平成24年3月には、戦略を平成24年度から26年度まで継続することを決定しました。平成24年7月6日までは、それまでの連携計画に基づく運行事業を引き継ぎ、平成24年7月7日以降は、連携計画の一部改正すると同時に「清須市生活交通ネットワーク計画」（以下「ネットワーク計画」という。）を策定しました。

このネットワーク計画は、市内の公共交通圏の人口カバー率を向上させ、今後進めていく公共施設の集約・再配置を支援し、市域内及び市域外との公共交通利便性を高めるために策定しました。

さらに、平成27年3月には、本市における公共交通の充実に向けて、戦略に代わる計画として、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、「清須市地域公共交通網形成計画」（以下「形成計画」という。）を策定しました。

今後も形成計画に基づき、清須市地域公共交通会議において協議・承認された地域公共交通確保維持事業（コミュニティバス運行事業）に取り組めます。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

#### ① 1便当たり目標利用者数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
オレンジルート	5.0人	5.2人	5.4人
グリーンルート	5.1人	5.3人	5.5人
サクラルート	4.4人	4.6人	4.8人

#### ② 認知度向上

平成28年度	平成29年度	平成30年度
84%	86%	88%

#### ③ 利用度向上

平成28年度	平成29年度	平成30年度
34%	35%	36%

### (2) 事業の効果

清須市コミュニティバスを運行することにより、半径1km以内にバスの停留所、鉄道駅などが存しない交通不便地域（対象人口約5,300人）の高齢者や主婦層などの日中における移動制約者が、公共施設や商業施設、鉄道駅などへ行くといった日常生活に必要不可欠な移動手段を確保することができます。

また、市域内にあるJR東海道本線、名古屋鉄道名古屋本線・犬山線、東海交通事業城北線の各鉄道駅と接続することにより、より広域的な公共交通ネットワークを構築することができます。

## 3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

#### ① 路線図

別添1「きよす あしがるバス 全体ルート図 平成26年3月29日」参照

#### ② 予定している時刻表・運行期間

《時刻表》

別添2「きよす あしがるバス 時刻表 平成26年3月29日」参照

《運行期間》

本計画期間は平成27年10月から平成30年9月までとしますが、永続的な事業としての取り組みを想定しています。

※ 運行路線、便数などについては、道路状況の変化や公共施設の集約・再配置などによる市内移動ニーズの変化等に適切に対応するため、必要に応じて、清須市地域公共交通会議の協議を経て、変更することとします。

#### ③ 運送事業者の決定方法

平成26年6月に開催した平成26年度第1回清須市地域公共交通会議において協議した結果、平成26年10月1日以降の運送事業者について、国土交通省が定めた「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」による運行主体の選定方法を考慮し、総合評価型プロポーザル方式により特定することが了承され、平成26年8月、清須市ホームページや公益社団法人愛知県バス協会を通じて運送事業候補者を公募し、選定を行った結果、つばめ自動車株式会社を特定しました。

④地域内フィーダー系統の補足資料（既存交通や地域間交通との関係や整合性、新規性等を説明した資料）

このバスの運行については、平成24年3月までの間、地域公共交通活性化・再生総合事業の補助対象事業による実証運行を行い、その期間中に行った評価などに基づき、平成24年2月に開催した平成23年度第3回清須市地域公共交通会議において、平成24年4月からの本格運行について協議され、了承されました。

平成24年7月7日には、市立図書館の開館に併せて、路線、ダイヤ改正を実施しました。その際、市域内を直線的に横断する路線で図書館へアクセスして利便性を高めることで、その路線の利用者数の増加を見込んでいることなどから、既存の車両より乗車定員が多く、乗降利便性が高いノンステップ型ショートボディー車両を導入しました。

さらに、平成26年3月29日には、新たに開通した都市計画道路へ路線を変更することで、幹線道路での日常的な渋滞による遅延の解消が図れることから、路線、ダイヤ改正を実施しました。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付

※なお、本市から運行事業者に対して、運賃収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担しています。

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

つばめ自動車株式会社

6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

対象外

7. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】

対象外

8. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】

対象外

9. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付

人口集中地区以外人口（平成22年国勢調査）

10,074人

（人口総数 65,911人、人口集中地区人口 55,837人）

交通不便地域人口（半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅が存しない地域）

約5,300人

（清洲・清洲東・春日小学校区の一部、清洲小学校区の一部及び新川・桃栄小学校区の一部）

清須市の市域内には鉄道駅は存在していますが、バス路線はほぼない状態で、市内移動の交通手段は貧弱でした。

また、市内の生活道路網は、市域を流れる庄内川・新川・五条川の大きな河川、JRや名古屋鉄道などの鉄道網、名古屋第二環状自動車道や名古屋高速道路、国道22号・302号などの大型道路網などによって制約を受け、必ずしも交通利便性が高いわけではありません。

特に、上記指定を希望する地域は、半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅等が存しない集落であり、最寄りの鉄道駅へは、徒歩や自転車、マイカーでの送迎に依存する他はない状態にあります。

別添3「清須市人口集中地区境界図」、別添4「清須市における交通不便地域の指定を希望する地域図」参照

#### 10. 車両の取得に係る目的・必要性

対象外

#### 11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

##### (1) 事業の目標

対象外

##### (2) 事業の効果

対象外

#### 12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6及び表7」を添付

車両の取得を行う事業者 つばめ自動車株式会社

要する費用の総額 16,500千円

負担者及びその負担額 つばめ自動車株式会社

16,500千円

#### 13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

対象外

#### 14. 協議会の開催状況と主な議論

- 平成23年 8月26日 平成23年度第1回清須市地域公共交通会議  
地域公共交通確保維持改善事業制度について説明
- 平成24年 2月 2日 平成23年度第2回清須市地域公共交通会議  
平成24年度以降のコミュニティバスの運行についての考え方について説明
- 平成24年 2月13日 清須市地域公共交通会議（専門部会）  
車両導入についての考え方の説明、導入候補車両の試乗
- 平成24年 2月21日 平成23年度第3回清須市地域公共交通会議  
平成24年度以降のコミュニティバスの運行計画の考え方について協議・承認  
平成24年度以降のコミュニティバスの運行事業者選定方法について協議・承認
- 平成24年 3月30日 平成23年度第4回清須市地域公共交通会議  
清須市地域内フィーダー系統確保維持計画「きよす あしがるバス運行事業」について協議・承認
- 平成24年 4月26日 清須市地域公共交通会議（専門部会）  
平成24年7月7日の路線・ダイヤ改正の考え方についての説明
- 平成24年 5月10日 平成24年度第1回清須市地域公共交通会議  
平成24年7月7日に実施する路線・ダイヤ改正について協議  
平成24・25年度清須市生活交通ネットワーク計画（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）について協議・合意
- 平成24年 5月25日～28日  
平成24年7月7日に実施する路線・ダイヤ改正について、書面による協議の上、承認
- 平成25年 3月12日 平成24年度第2回清須市地域公共交通会議  
地域公共交通確保維持改善事業に関する実施状況の確認、評価について協議

- 平成25年 6月19日 平成25年度第1回清須市地域公共交通会議  
平成26年度清須市生活交通ネットワーク計画（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）について協議・合意
- 平成25年12月26日 平成25年度第2回清須市地域公共交通会議  
平成26年3月に実施する路線・ダイヤ改正について協議
- 平成26年 2月 6日 平成25年度第3回清須市地域公共交通会議  
平成26年3月29日に実施する路線・ダイヤ改正について協議・承認  
平成26年度清須市生活交通ネットワーク計画の一部改正（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）について協議・合意
- 平成26年 6月24日 平成26年度第1回清須市地域公共交通会議  
平成26年10月以降のコミュニティバスの運行についての考え方について説明  
平成27年度清須市生活交通ネットワーク計画（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）について協議・合意
- 平成26年10月 8日 平成26年度清須市地域公共交通会議第1回専門部会  
清須市地域公共交通網形成計画の骨子案について協議
- 平成26年11月26日 平成26年度清須市地域公共交通会議第2回専門部会  
清須市地域公共交通網形成計画案の内容について協議
- 平成26年12月16日 平成26年度清須市地域公共交通会議第3回専門部会  
清須市地域公共交通網形成計画案の内容について協議
- 平成26年12月16日 平成26年度第2回清須市地域公共交通会議  
清須市地域公共交通網形成計画案について協議
- 平成27年 3月20日 平成26年度第3回清須市地域公共交通会議  
清須市地域公共交通網形成計画案について協議・合意

#### 15. 利用者等の意見の反映

地域公共交通活性化・再生法の法定協議会である清須市地域公共交通会議は、その設置要綱第3条で「住民又は利用者の代表」を会議の構成員として規定し、その規定に基づき、自治会の代表者や公募で選ばれたバス利用者が委員として参画しています。

本計画は、コミュニティバス運行に寄せられた意見や要望、利用者・非利用者アンケートや聞き取り調査の結果など、清須市地域公共交通会議で報告され、協議した内容を踏まえて、住民や利用者等の意見が反映される仕組みを設け、運行便数の増加、市内公共施設等への交通アクセスの確保など、市内移動の交通利便性の向上を念頭に置いて策定しました。

#### 16. 協議会メンバーの構成員

住民又は利用者の代表	住民6名、利用者（公募）2名
学識経験者	名古屋大学大学院環境学研究科都市環境学専攻准教授
愛知運輸支局長又はその指名する者	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官（輸送担当）
愛知県の関係行政機関の職員	愛知県振興部交通対策課主幹、 愛知県尾張建設事務所維持管理課長、 愛知県警察本部西枇杷島警察署交通課長
旅客自動車運送事業者及び関係団体の職員	名古屋タクシー協会専務理事、 公益社団法人愛知県バス協会専務理事、 つばめ自動車株式会社取締役統括部長、 つばめ自動車労働組合執行委員長
市職員	清須市企画部長 清須市建設部都市計画課長

17. 地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統確保維持事業の特例措置を受ける場合は、対象とする系統について、利用促進に向けた継続的かつ計画的な取組みの内容並びに当該取組の実施主体及び推進体制並びに当該系統の輸送量の増加目標

対象外

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 愛知県清須市須ヶ口1238番地

(所 属) 企画部 企画政策課

(氏 名) 小出、横井

(電 話) 052-400-2911

(e-mail) kikakuseisaku@city.kiyosu.lg.jp